農地の権利を移転･設定する手続き（農地法第３条）の一般的な流れ

ご来庁時は必ず
045-948-2580, 2581, 2475,
2476 まで要ご予約

ご相談から許可までの一般的な流れ

事前相談

＜お持ちいただくもの＞
① 申請地の「登記簿謄本」
② 申請地と隣接地の「公図」
③ 申請地と隣接地の「案内図」
④ 「土地･家屋総合名寄帳登録事項証明書」等

↓

約 2～3 週間

現地調査
（全農地）

立入りに地権者の同意が必要な場合や､農地に施錠がされている場合は、お知らせください。

↓

結果連絡・来庁日調整

現地調査の結果をご連絡します。

↓

申請案内

申請書作成時の注意事項をご案内します。
※地域計画に登載された農地の場合、別途地域計画に関する手続きが必要となります。
詳しくは
北部農政事務所農政推進担当（TEL：045-948-2477）まで

↓

申請書作成

↓

毎月 10 日頃
（ 締 切 ）

申請

各基準を満たすことを確認し、申請します。
（土日祝祭日の場合、前営業日が受付〆切日）

↓

毎月 26 日頃

総会

↓

月末

許可書発行

許可要件を満たす場合、許可となります。
許可が下り次第、ご連絡いたします。

↓

権利の設定・移転

（令和７年４月更新）